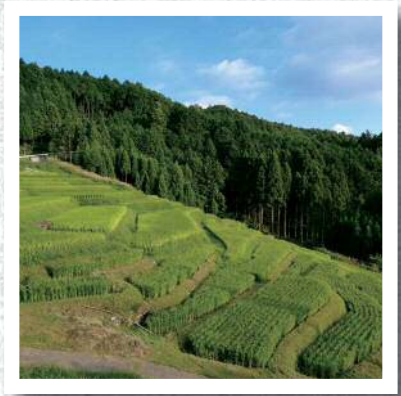


浜松市の景観形成施策

景観形成基本計画・景観計画・景観条例の概要



水と緑とまち並みを
はままつの心で織りなす
景観づくり



浜 松 市

【目次】

浜松市の景観形成施策…………… 1
浜松市景観形成基本計画の概要…………… 2
浜松市景観計画の概要…………… 9
浜松市景観条例の概要……………17

良好な景観は国民共通の資産であるとの基本理念のもと、景観に関する初の総合的な法律として平成16年に景観法が制定され、平成17年6月に全面施行されました。

浜松市では、景観法の施行を受けて浜松市景観形成基本計画及び浜松市景観計画の策定、浜松市景観条例の制定により景観形成施策を実施しています。

■ 浜松市景観形成基本計画の策定

広大な市域を有する浜松市においては、それぞれの地域における「地域景観」づくりへの取組みが、浜松市全体の心地よい景観づくりにつながるようになっていく必要があるため、浜松市景観形成基本計画を策定しました。

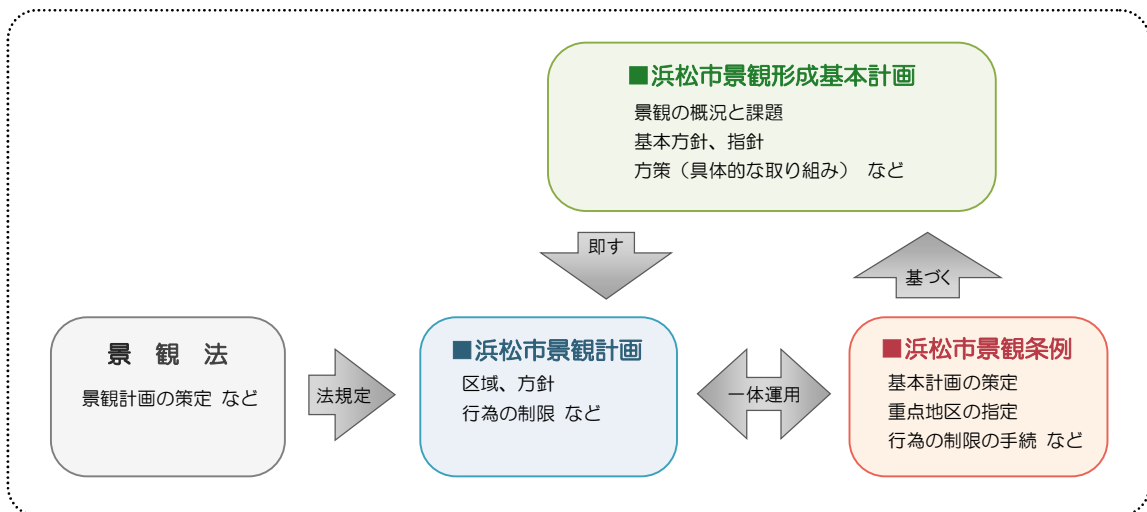
■ 浜松市景観計画の策定

景観法の制定により、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目的に、国・地方公共団体・事業者・住民の責務が明確になり、地域の実情を踏まえて自治体ごとに景観施策を推進できるようになったため、浜松市においても景観法に基づき浜松市景観計画を策定しました。

■ 浜松市景観条例の制定

浜松市において良好な景観形成のための基本的な事項と景観法の規定に基づくものを定めた浜松市景観条例を制定しました。

景観形成施策の構成



景観形成基本計画の位置づけ

「浜松市景観形成基本計画」は、浜松市景観条例に基づく計画であり、浜松市における景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示しています。
また、景観法に基づく景観計画の指針となるものです。

第1章

景観形成基本計画
の位置づけと役割

景観は
地域の表情

地域ごとに地形や植生、気候などの自然があり、人々が自然や土地を守り、利用し、街を築き、生活を豊かにしてきた地域の営みの結果が、その地域の表情となっています。

様々な表情の中に、「心地よい景観」があります。

心地よいと感じるとき、その向こうから、地域の人々の心が伝わってきます。

心地よい
景観づくりの
ために

地域の心地よい景観づくりのためには、それぞれの地域の歴史や文化、自然景観などの潜在的な魅力を再確認し、保全・育成・再生し、新たな魅力を築き、また、阻害要因を改善していく必要があります。

そのためには、心地よい景観を築くことへの意義や価値を確認し共有したうえで、選択して取組んでいく必要があります。

浜松市景観形成基本計画は、それぞれの地域で心地よい景観を築き、次代に継承していくための目標・方針・指針などを示すものです。

第2章

景観の概況と課題

多様な
地形・自然景観
多彩な
都市・施設景観

広大な市域を有する浜松市には、山岳地、海岸、天竜川、浜名湖、佐鳴湖、三方原台地、天竜川・都田川扇状地など多様な地形があり、森林や里山、水辺などの豊かな自然景観があります。

地形や自然景観を背景に、中心市街地では中高層建築物のスカイラインやまち並みや豊かな公共空間、旧市町村中心部のまち並み、在来集落や開発団地などの住宅地のまち並み、企業の大規模事業所や工場施設、幹線道路や沿道など、多彩な市街地景観があります。

構成

第1章
景観形成基本計画
の位置づけと役割

第2章
景観の概況と課題

第3章
景観形成基本計画
(全市的な方針)
目標
基本方針
指針

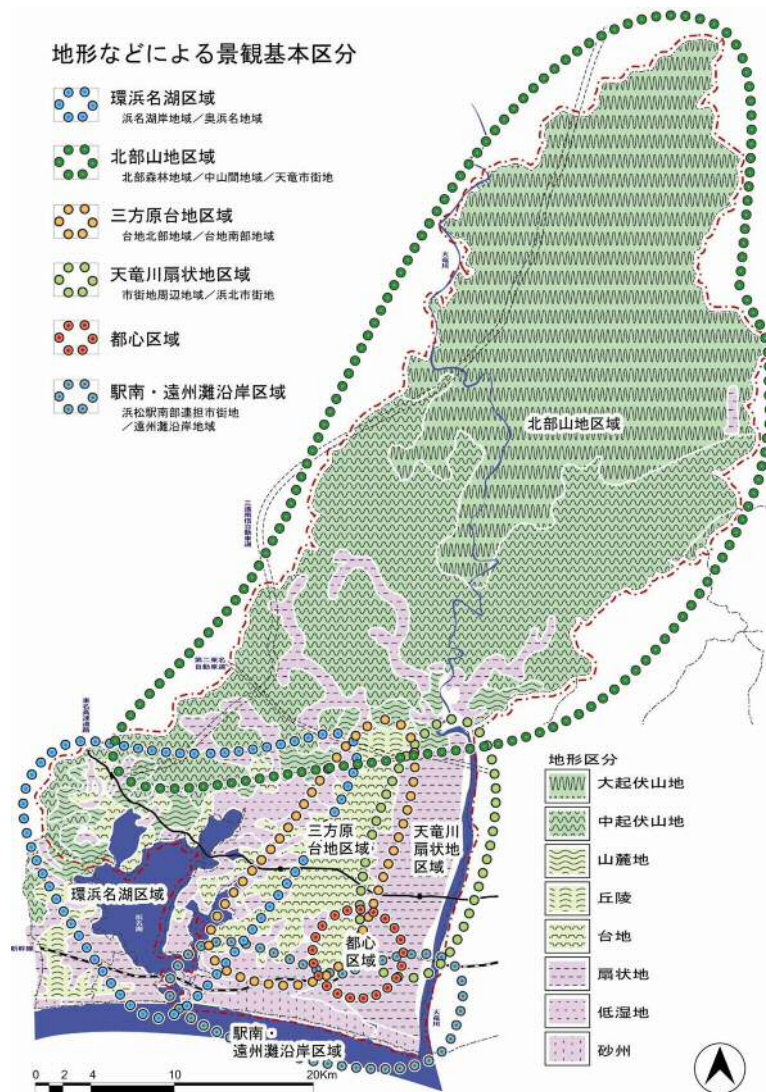
第4章
地域別景観形成方針
(第3章を受けた
地域ごとの方針)

第5章
景観形成推進方策
(具体的な取組み)

浜松市 景観形成 基本計画 の概要

区域ごとの 景観の課題

広大な市域を地形などの特徴に基づいて、6区域(環浜名湖区域、北部山地区域、三方原台地区域、天竜川扇状地区域、都心区域、駅南・遠州灘沿岸区域)に分けて、景観の課題を整理しています。



今後の 施策展開の 課題

合併により市域が広がったことで、森林や農地、集落も浜松市の景観を形成する重要な要素となりました。

景観法には、まち並みの規制や誘導施策のみならず、良好な農地景観や森林景観を形成するための施策が盛り込まれています。景観法の活用を含め、森林や農地、集落の景観の規制・誘導・保全などに係る施策を検討していく必要があります。

また、好ましくない景観の要因となっている施設などへは、全市的な観点で規制誘導に取り組んでいく必要もあります。

第3章 景観形成基本計画

浜松市の景観形成の「目標」と「基本方針」を示しています。

浜松市は恵まれた自然が多い中で、特に浜名湖・遠州灘・天竜川をはじめとする「水」、北部地域の山々や、農地・松林・公園に代表される「緑」、さらに合併前の12市町村それぞれの歴史と伝統に育まれた「まち並み」を有しています。

浜松市らしい景観形成の推進にあたっては、これらの特性を踏まえていくことが重要と考え、景観形成の目標を定めました。

水と緑とまち並みをはままつの心で織りなす景観づくり

私たちは、地域・郷土への愛着心や誇りを持って、はままつに暮らしています。

地域・郷土への愛着や誇りを持った私たちの心が、心地よい地域景観を守り、育み、創り、次代へ継承します。

私たちは、次代へ継承すべき地域景観をどのように守り、育み、創っていくのかに気遣い、浜松市民の心が伝わる景観をつくっていきます。

景観形成の基本方針

基本方針は、浜松市の景観の現況や課題をふまえ、5つの分野に区分して定めました。

基本方針 1 はままつ顔となる 魅力的な市街地景観を形成する

基本方針 2 恵まれた自然景観を保全し 地域の魅力として活用する

基本方針 3 地域の生活文化や歴史を反映した 暮らしの景観を保全・育成する

基本方針 4 多様な地域景観を 美しく織り上げ 一体感を演出する

基本方針 5 はままつを誇りをもって 市民・事業者・行政が協働で景観づくりを推進する



基本方針 1 はままつの顔となる 魅力的な市街地景観を形成する



浜松市の顔となる市街地は、誰もが誇れる魅力的な都市景観を形成します。

JR浜松駅周辺市街地においては、都心にふさわしい風格のある市街地景観を形成します。

企業の大規模な事業所やそれぞれの地域の主力産業に係る事業所などは、活力を表す各地域の顔、ひいては浜松市の顔となるように、魅力的な施設景観を形成します。

各地域の拠点地区においても、浜松市の多様な魅力が感じられるように、個性的な市街地景観を形成します。

都心や拠点の市街地においては、心地よい歩行者空間を確保・演出することにより、人々が集い、憩い、賑わいのある景観を形成します。

基本方針 2 恵まれた自然景観を保全し 地域の魅力として活用する



多様な自然景観を保全・活用することによって、自然に恵まれた都市の豊かな表情をアピールしていきます。

特に浜名湖や佐鳴湖、北部森林、農地や身近な里山、河川や水路、遠州灘の砂丘や松林などは、積極的に保全・育成していきます。

それぞれの魅力を活かし楽しむように、必要な環境整備やソフト事業を充実していきます。

基本方針 3 地域の生活文化や歴史を反映した 暮らしの景観を保全・育成する



私たちの生活空間において、地域の中で大切にされていることや地域景観を育んできた作法を学び、時代を超えて守るべき景観の保全・育成に努め、時代にあわせて変化する地域のあり方を探りながら、地域の生活文化や歴史を反映した暮らしの景観を育んでいきます。

基本方針 4 多様な地域景観を 美しく織り上げ 一体感を演出する



広い市域に展開する地域景観を、浜松市の多様な魅力としてアピールし、また、市全体で一体感のある演出などにより、美しく織り上げていきます。

多様な地域景観をむすぶルートをわかりやすく演出し、境界や節目ではメリハリのある演出をしていきます。

地域景観の特徴や魅力に大きな影響を与える施設などは、地域景観と調和するようにしていきます。

基本方針 5 はままつの誇りをもって 市民・事業者・行政が協働で景観づくりを推進する



郷土浜松への愛着心と誇りをもって、地域景観の特徴や魅力について学び、気遣い、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を自覚し協働して、次代へ継承すべき確かな価値観を発見していきます。

浜松市
景観形成
基本計画
の概要

第4章
地域別
景観形成方針

全市の「景観形成の目標・方針・指針」を受けて、各地域の景観特性を反映した地域別の景観形成方針を以下のように定めています。



区域	地域	景観形成基本方針
環浜名湖	浜名湖岸地域	雄大で美しい浜名湖の景観を保全・育成し、産業・レクリエーションの場として活用した魅力的なまち並み景観を形成する。
	奥浜名地域	都田川扇状地を囲う緑地景観を保全・育成し、身近な緑地景観に調和したまち並み景観を形成する。
北部山地	北部森林地域	季節感あふれた森林景観を保全・育成し、これと調和した魅力的なまち並み景観を形成する。
	中山間地域	暮らしや伝統文化、産業を伝える施設や街道筋の景観を保全・育成し、歴史ある個性を活かしたまち並み景観を形成する。
	天竜市街地	平野と山地を結ぶ交易の拠点として、歴史に育まれた景観を保全・育成し、集積とまとまりのある魅力を継承したまち並み景観を形成する。
三方原台地	台地北部地域	防風林や散居形式の集落などの空間が広がる景観を保全・育成し、これと産業技術拠点が調和したまち並み景観を形成する。
	台地南部地域	特徴的な斜面緑地や佐鳴湖の景観を保全・育成し、身近な自然と暮らしが調和したまち並み景観を形成する。
天竜川扇状地	市街地周辺地域	河川や農地、歴史ある街道沿いのまち並みなどが共存する景観を保全・育成し、それぞれの地域の個性を活かしたまち並み景観を形成する。
	浜北市街地	広々とした扇状地平野の中の拠点市街地として、にぎわいのある魅力的な市街地景観を形成する。
都心		風格と活力を備えた、魅力ある都心のまち並み景観を形成する。
駅南・遠州灘沿岸	駅南連担市街地	田園風景や連担市街地などが共存する景観を保全・育成し、それぞれの地域の個性を活かしたまち並み景観を形成する。
	遠州灘沿岸地域	美しい砂丘や松林の景観を保全・育成し、身近な自然景観に調和したまち並み景観を形成する。

第5章

景観形成推進方策

景観形成を推進していくため、以下の6つの施策に重点を置いて取組みます。

特定の地区における景観づくり

○特定の地区での景観づくりの取組み

- ・建築物などの外観を調和させるためのルールづくり
- ・生垣や花壇などによる緑化のルールづくり など



○特定の地区の取組みの支援

- ・特定の地区の関係者による、景観づくりへの取組みを研究する「景観まちづくり協議会」などに対して支援



屋外広告物の景観誘導

- 屋外広告物の規制・誘導の強化
- 簡易除却業務の充実
- 屋外広告業者等への啓発

緑の景観の保全・育成・創出

- 人工林や自然林などの森林、里山や田畑、斜面緑地、街路樹や生垣などの緑の景観を保全・育成・創出

良好な景観要素の維持・保全・活用

- 良好な景観の建造物や樹木などは、地域の魅力などとして、維持・保全・活用されるような制度を充実

市民意識の高揚

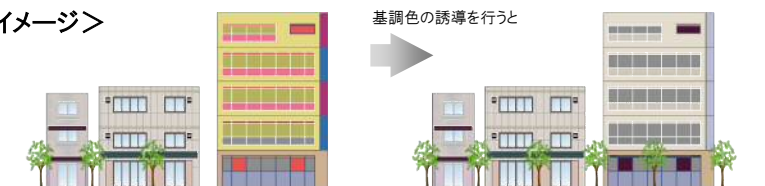
- 景観に触れる機会の充実
- 環境美化、修景演出活動の推進



大規模建築物などの景観誘導

- 地域の景観に大きな影響を及ぼす可能性のある大規模建築物などに対して、形態や色彩などが景観を阻害しないよう適切に規制、さらには景観の向上に役立つように誘導します。

<色彩誘導効果のイメージ>





景観計画の位置づけ

「浜松市景観計画」は、浜松市景観形成基本計画で示された良好な景観づくりのための指針、方策を推進するため、景観法及び景観条例の規定に基づき策定するものです。

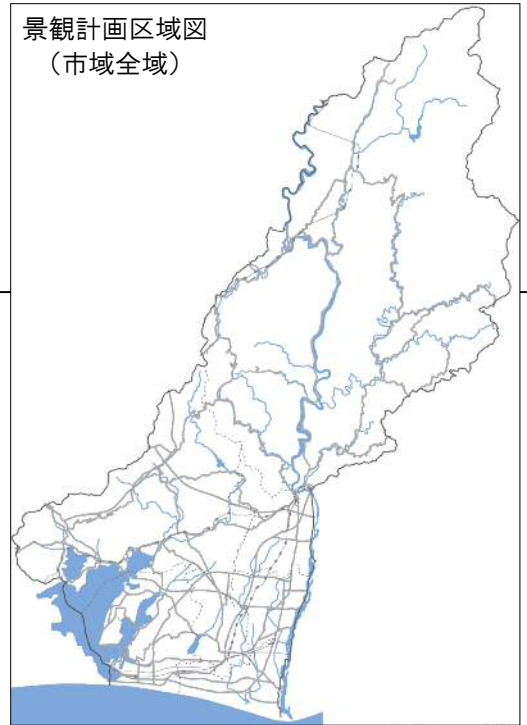


景観計画の内容

項目構成は景観法に基づくものであり、以下の内容を示しています。

項目	概要					
景観計画区域	<p>良好な景観づくりを推進するため、景観計画区域は、浜松市域全域とします。 また、景観計画区域内において、重点的に良好な景観の形成を図る地区を景観計画重点地区として区分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>景観計画区域</th> <th>景観計画区域の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市域全域</td> <td>I 市域全域(景観計画重点地区以外の区域)</td> </tr> <tr> <td>II 景観計画重点地区【都田テクノポリス工業地区】</td> </tr> </tbody> </table>	景観計画区域	景観計画区域の区分	市域全域	I 市域全域(景観計画重点地区以外の区域)	II 景観計画重点地区【都田テクノポリス工業地区】
景観計画区域	景観計画区域の区分					
市域全域	I 市域全域(景観計画重点地区以外の区域)					
	II 景観計画重点地区【都田テクノポリス工業地区】					
良好な景観形成に関する方針	<p>景観形成の方向性を示すものであり、浜松市景観形成基本計画の目標や基本方針などを示しています。</p>					
施策の枠組み	<p>良好な景観形成のための行為の制限に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の区域の区分ごとに届出対象行為と景観形成基準を示します。 <ul style="list-style-type: none"> I 市域全域(景観計画重点地区以外の区域) P10～ II 景観計画重点地区【都田テクノポリス工業地区】 P13～ <p>景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観上重要なものを指定し、保全していくための方針を示します。 <p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に対する取組み方針を示します。 ・屋外広告物法に基づく独自条例を定め、規制誘導することができます。 <p>景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な公共施設を位置づける際の方針を示します。 ・当該施設管理者と協議のうえ、位置づけられた施設については、良好な景観の形成、維持管理に取り組んでいきます。 <p>景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画策定に向けての方針を示します。 ・農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための計画を策定することができます。 					

景観計画区域図
(市域全域)



I 市域全域(景観計画重点地区以外の区域)

広大な市域を有する浜松市には、多様な地形と豊かな自然景観があり、これらを背景とした多彩な市街地景観があります。浜松市では、全市的な観点で良好な景観形成を推進するため、大規模な建築行為や開発行為などが地域の景観を阻害しないよう規制誘導します。

届出対象行為	建築物・工作物 (大規模建築物等) の新築など	<p>◇高さ※15メートルを超え又は、同一敷地における建築物の建築面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、当該建築物と一体となる工作物を含む。</p> <p>(※「高さ」とは、建築基準法施行令の規定による。ただし、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面のうち最も低い水平面からの高さ)</p> <p>◇高さ※15メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(※「高さ」とは、当該工作物が接する周囲の地面等のうち最も低い地面等からの高さ)</p>
	都市計画法 第4条第12項 に規定する 開発行為	<p>◇都市計画区域内における3,000平方メートル以上の開発行為</p> <p>◇都市計画区域外における10,000平方メートル以上の開発行為</p> <p>◇都市計画区域内外にわたる開発行為の場合、当該開発行為の区域が10,000平方メートル以上又は当該開発行為のうち、都市計画区域内の部分3,000平方メートル以上の開発行為</p>
	土の採取など	<p>◇静岡県土採取等規制条例第2条に規定する事項のうち、同条例第14条に規定する事項及び同条例施行規則第8条各項のいずれにも該当しないもの</p> <p>(※ 静岡県土採取等規制条例 第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為 (2) 埋土又は盛土をする行為)</p>
	学校の施設 運動・レジャー施設 墓園などの整備	<p>◇野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物及び墓園(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する第二種特定工作物を除く。)の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のうち以下に定める規模のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の市街化区域における 2,000 平方メートル以上の整備 ・都市計画区域内の市街化調整区域における 5,000 平方メートル以上の整備 ・都市計画区域外における 2,000 平方メートル以上の整備

浜松市
景観計画
の概要

建築物・工作物の新築など

届出対象行為に係る景観形成基準

項目		景観形成基準													
項目	細目														
配 置	眺望	・主要な眺望点からの眺望への見通しを阻害しないように、見通し線を確認し、これを避ける配置とする。													
	基調	・周辺の地形やまち並みなど周辺景観の基調を確認し、これから突出した印象とならないような配置とする。													
	壁面後退	・道路等公共施設に面する壁面などは後退し、修景や公開空地的な空間、植栽のための空間を確保する。													
建築物等の外観	形態	・地形やまち並みなど周辺景観の基調を確認し、これと調和する屋根形状とする。 ・地形やまち並みなどから突出した印象とならないような形態とする。													
	デザイン	・周辺景観の基調を確認し、これと調和する壁面デザインとする。 ・単調な大壁面とならないようにする。													
	色彩	<p>・周辺景観の基調色に近い色相や明度とし、彩度は抑える。 ・外観の各面の見付面積※の4/5は基調色として、下表の色彩の使用を制限する。 ・色数は全体で5色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにする。</p> <p>(※「見付面積」とは、正面から見える鉛直投影面積)</p> <p><色彩の使用制限範囲></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H:色相</th> <th>V:明度</th> <th>C:彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td rowspan="5">2.0未満</td> <td>5.0以上</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>4.0以上</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>4.0以上</td> </tr> <tr> <td>N:無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ここで示す色彩基準は、「三属性による色の表示方法」(JIS Z 8721)による。)</p> <p style="text-align: right;">次頁図参照</p>	H:色相	V:明度	C:彩度	YR	2.0未満	5.0以上	Y	4.0以上	GY・G・BG・B・PB・P・RP	3.0以上	R	4.0以上	N:無彩色
H:色相	V:明度	C:彩度													
YR	2.0未満	5.0以上													
Y		4.0以上													
GY・G・BG・B・PB・P・RP		3.0以上													
R		4.0以上													
N:無彩色		—													

このほか、以下のような項目(細目)があります。

付帯設備(屋上に設置する設備・外壁に取付ける設備／屋外階段・立体駐車施設など／物干し場、物干し設備)

建築物等の外構(駐車場・付属施設／外柵や塀、門柱・門扉／道路に面した空地／植栽)

建築物・工作物以外の景観形成基準

◇都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

・現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。

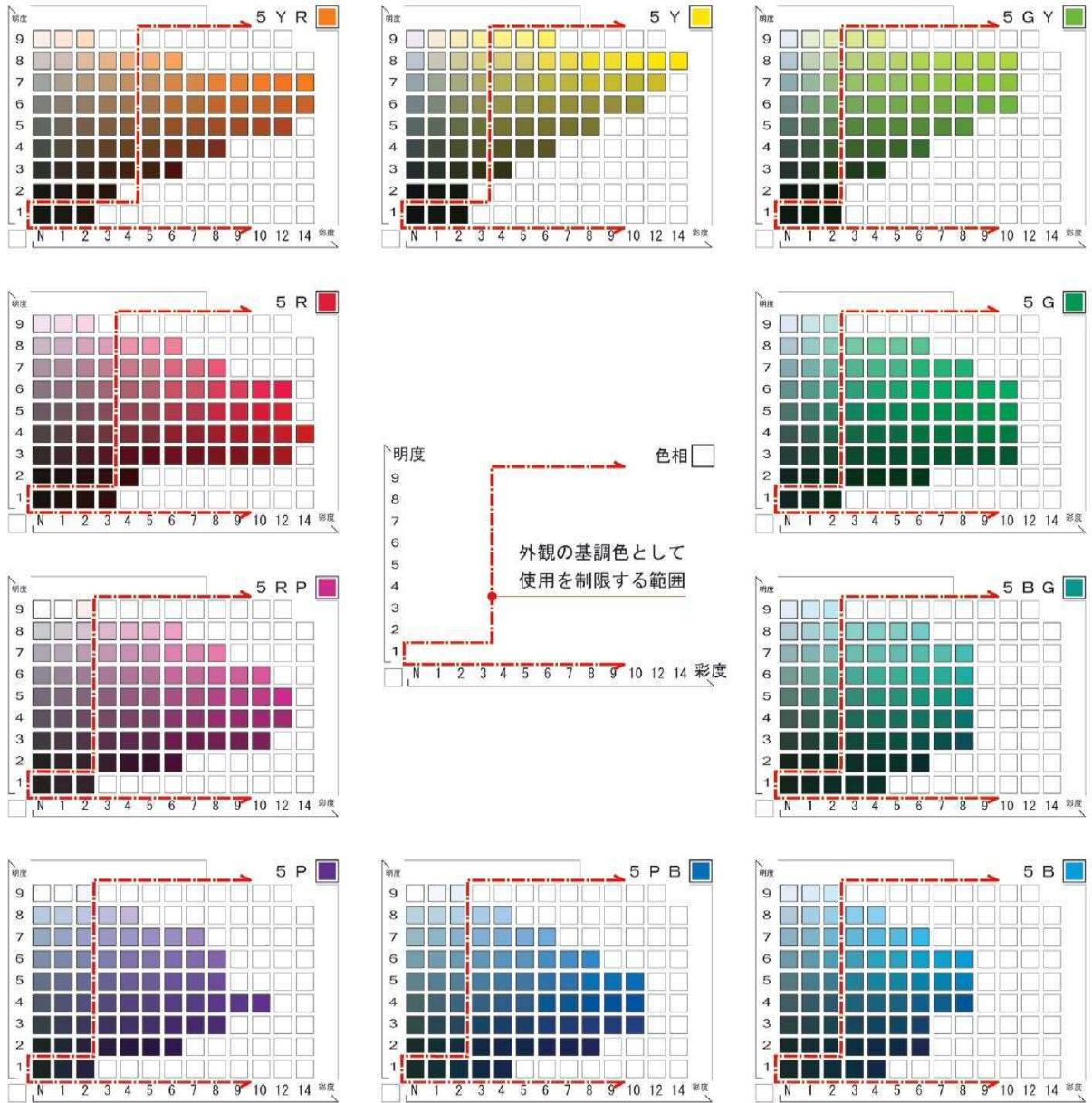
やむを得ない場合は、法面は植栽などにより緑化し、擁壁は周辺景観に調和した形態及び素材とするよう配慮する。

◇学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの整備

・現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面が生じないように配慮する。

やむを得ない場合は、法面は植栽などにより緑化し、擁壁は周辺景観に調和した形態及び素材とするよう配慮する。

◆この資料の色表現は印刷によるため、実際とは異なる場合があります。



◇土の採取など

- ・土の採取などによる土地の形質の変更は、必要最小限のものとする。
- ・土の採取などの後の土地の地形や景観が、周辺の景観と著しく不調和にならないよう配慮する。
- ・土の採取などの後は、必要に応じて既存の植生または周辺の植生を考慮した緑化を行い、周辺の景観との調和や眺望点からの眺望に配慮したものとする。

浜松市 景観計画 の概要

II 景観計画重点地区

都田テクノポリス工業地区景観計画重点地区

当該地区は、浜松地域テクノポリスの中心地区として研究開発型の企業団地の整備が進められてきました。

平成元年には、浜松市都市景観条例に基づく都市景観形成地区に指定され、各企業と行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した美しい工業地景観が形成されてきた地区です。



届出対象行為	建築物・工作物の新築など	<p>◇建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転に係る部分の延べ面積の合計が10平方メートル以下のもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、景観に及ぼす影響が軽微であると市長が認めるもの。 <p>◇工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柵又はフェンス、門及び屋外広告物を除き、工作物の新設、増築、改築若しくは移転に係る部分の高さ※が1メートル以下のもの。 (※「高さ」とは、当該工作物が接する周囲の地面等のうち最も低い地面等からの高さ) ・景観に及ぼす影響が軽微であると市長が認めるもの。
	土地の形状の変更	◇出入り口の設置及び変更
	木竹の植栽又は伐採	◇木竹の植栽又は伐採 ただし、次に掲げるものを除く。 ・景観に及ぼす影響が軽微であると市長が認めるもの。

分類	項目	景観形成基準																								
土地	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状の変更は、行わないこと。 ただし、出入口を設置する場合は、この限りでない。 																								
	出入口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路中ノ町都田線及び都市計画道路横尾線(幅員 30m区間に限る)には車両の出入口を設置しないこと。 ・車両の出入口は、2箇所までとし、その幅員は 12m以下とすること。 また、出入口相互の離隔距離は 30m以上とすること。 ・歩行者用の出入口の設置については、必要最小限とすること。 																								
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態及び色彩その他の意匠は、周辺景観との調和に配慮したものとし、背景となる山並みや地区内の豊かな緑との関係についても、十分考慮すること。 ・建築物の外壁の色彩(ベースカラー)は、中高明度・低彩度の色彩とし、下表に示すとおりとすること。 <p>ただし、アクセントカラーとして外観の各面の見付面積の 1/10 以下の範囲において、景観に配慮して用いる場合はこの限りでない。</p> <p>外壁の色彩範囲(ベースカラー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H:色相</th> <th>V:明度</th> <th>C:彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">YR・Y</td> <td>4.0以上～7.0未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>7.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG・B</td> <td rowspan="2">4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・PB・P・RP・R</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N:無彩色</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ここで示す色彩基準は、「三属性による色の表示方法」(JIS Z 8721)による。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根の色彩は、落ち着いた色彩とし、下表に示すとおりとすること。 <p>屋根の色彩範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H:色相</th> <th>V:明度</th> <th>C:彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色</td> <td rowspan="2">2.0以上～7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N:無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ここで示す色彩基準は、「三属性による色の表示方法」(JIS Z 8721)による。)</p> <p style="text-align: right;">P16 図参照</p>	H:色相	V:明度	C:彩度	YR・Y	4.0以上～7.0未満	4.0以下	7.0以上～9.0以下	2.0以下	BG・B	4.0以上～9.0以下	2.0以下	GY・G・PB・P・RP・R	1.0以下	N:無彩色		—	H:色相	V:明度	C:彩度	有彩色	2.0以上～7.0以下	2.0以下	N:無彩色	—
		H:色相	V:明度	C:彩度																						
		YR・Y	4.0以上～7.0未満	4.0以下																						
			7.0以上～9.0以下	2.0以下																						
BG・B	4.0以上～9.0以下	2.0以下																								
GY・G・PB・P・RP・R		1.0以下																								
N:無彩色		—																								
H:色相	V:明度	C:彩度																								
有彩色	2.0以上～7.0以下	2.0以下																								
N:無彩色		—																								
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> ・北ブロックの建築物の高さは、25m以下とすること。 ・南ブロックの建築物の高さは、20m以下とすること。 																									
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から 5m以上、隣地境界線から 3m以上離すこと。 ただし、のり面がある場合は、のり面を除く。 																									
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する建築設備は、建築物と一体的な外観とすること、または目隠しなどにより道路等の公共空間から見えにくいようにすること。 																									

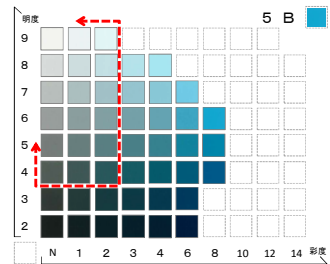
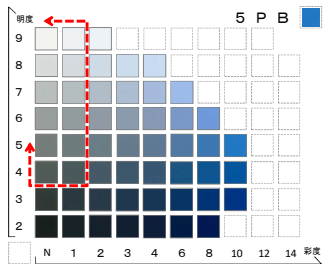
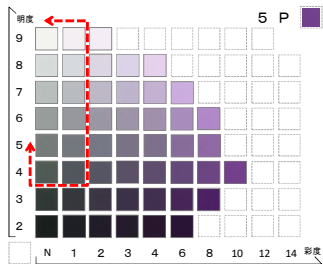
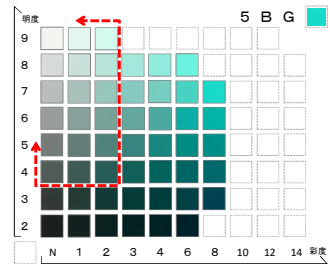
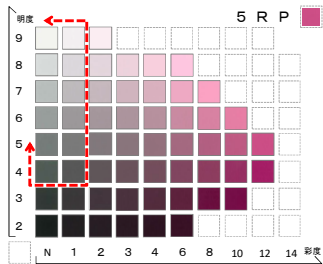
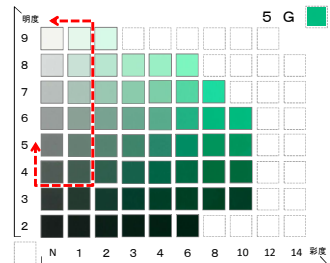
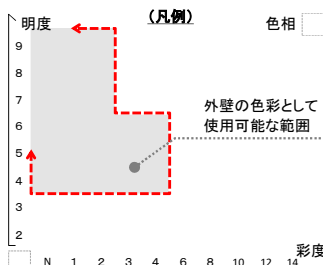
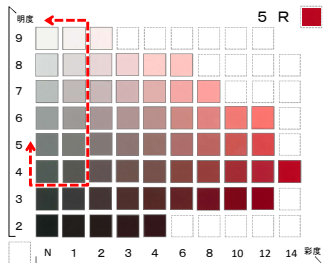
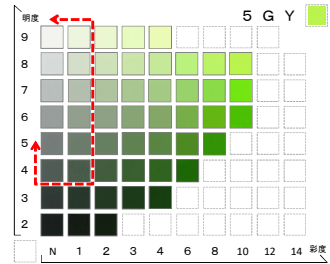
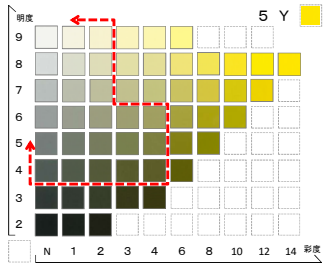
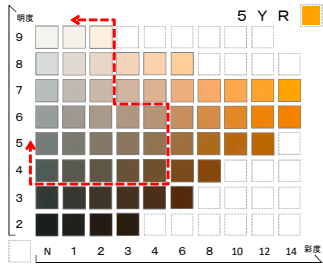
浜松市
景観計画
の概要

届出対象行為に係る景観形成基準（つづき）

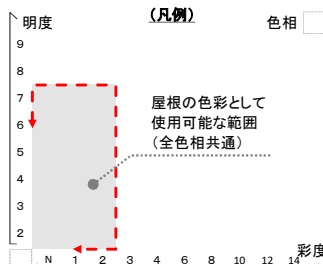
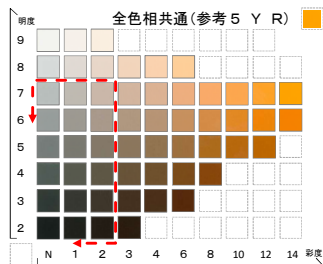
工 作 物	形態意匠	・工作物の形態及び色彩その他の意匠は、敷地内の建築物や周辺景観との調和に十分配慮すること。
	柵又はフェンス等	・柵又はフェンス等を設置する場合は、「緑化・植栽の基準に定める緑地帯」の内側とし、次に掲げるとおりとすること。 ① 高さ 1.5m以下とすること。 ② 透過性のあるものとすること。
	門 等	・門等は道路境界線から 2m以上離して設置すること。 ・門等に表示する内容は、事業所名及びロゴマーク等とすること。 ただし、施設の管理上必要なものについては、この限りでない。
	屋 外 広 告 物	<p>設 置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の設置場所は、原則として外壁面とし、次に掲げるとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1事業所につき 4 箇所以内とすること。 ② 各壁面における表示面積の合計は 20 ㎡以内とすること。 ・外壁面以外に設置する場合は、独立看板とし、次に掲げるとおりとすること。 ただし、都市計画道路中ノ町都田線、都市計画道路横尾線(幅員 30m区間に限る)及び都田総合公園沿いには、設置しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1 事業所 1 箇所とすること。 ② 高さ 2m以下とすること。 ③ 表示面積 4 ㎡以内とすること。 ④ 道路境界線から 2m以上離すこと。 ・施設の管理上必要な表示物の設置については、制限の対象としないものとする。 <p>表示内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示内容は、自己の事業所名及びロゴマーク等とすること。 ただし、施設の管理上必要なものについては、この限りでない。 ・表示の位置、デザイン、色彩、素材等は景観に配慮したものとし、点滅するもの等は使用しないこと。
植 栽	緑化・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面は緑化すること。 ・道路境界線から 3m以上の幅の緑地帯を設けること。 ただし、道路境界側にのり面がある場合は、のり面を除き 2m以上とすること。 ・隣地境界線から 2m以上の幅の緑地帯を設けること。(隣地側が既存の山林等の場合はこの限りでない。) ただし、隣地境界側にのり面がある場合は、のり面内に緑地帯を設けることができるものとする。 ・緑地帯における植樹は、高木、中木、低木又は地被類で構成するものとし、建築物が見え隠れするよう中高木を植樹すること。

■外壁の色彩

◆この資料の色表現は印刷によるため、実際とは異なる場合があります。



■屋根の色彩





景観条例の位置づけ

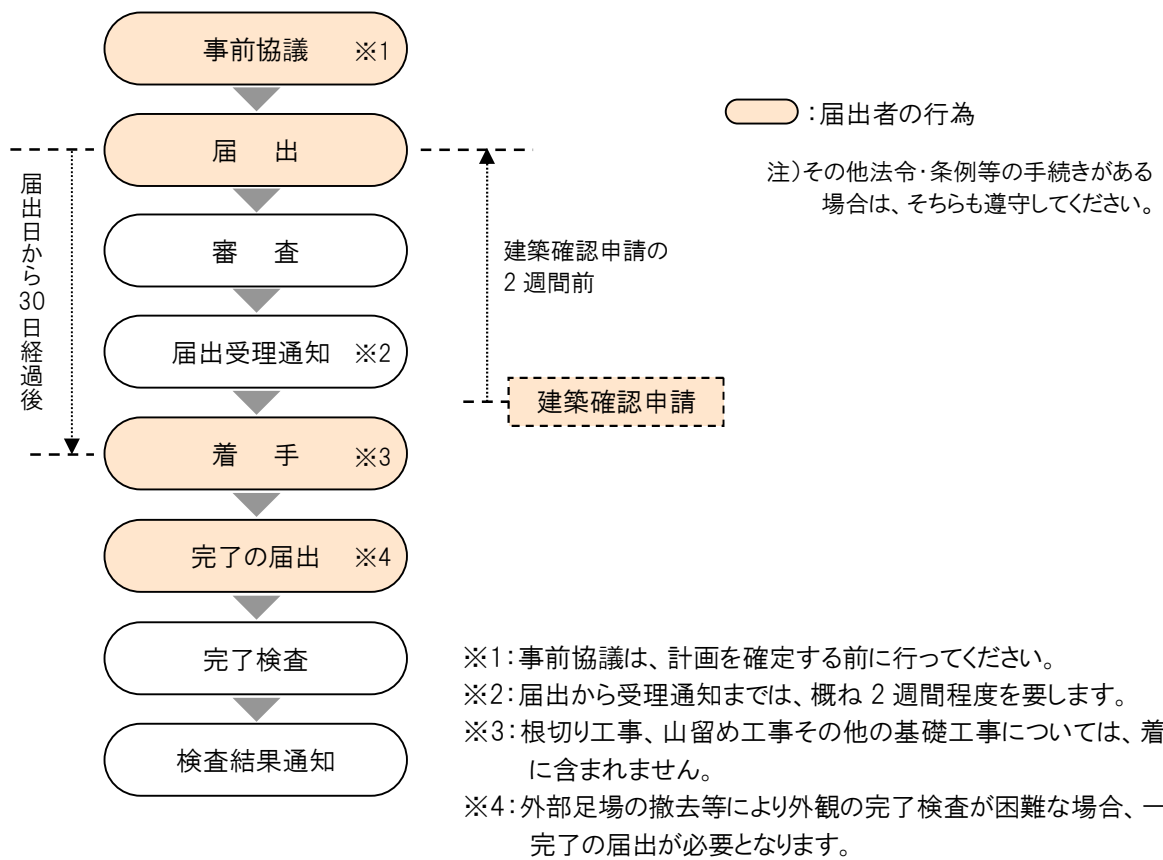
良好な景観は国民共通の資産であるとの基本理念のもと、国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にし、自治体ごとの独自の景観施策に対する法的支援を行うことを目的とした景観法が平成 17 年 6 月に施行されました。

また、浜松市は 12 市町村合併により、さらに多様な景観を有することになり、旧浜松市で制定された浜松市都市景観条例に基づく施策に替わる新たな景観施策が必要となりました。

「浜松市景観条例」は、市民、事業者及び市が協働して良好な景観の実現を図り、魅力的な地域づくりに寄与することを目的として、浜松市の特性にふさわしい良好な景観を守り、はぐくみ、つくり、及び次代に継承するための基本的な事項、並びに景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるものです。

第 1 章	条例制定の目的や市・市民・事業者の責務を定めています。 総 則 (目的) (定義) (市の責務) (市民の責務) (事業者の責務)
第 2 章	景観形成基本計画を位置づけ、景観法に基づく景観計画の策定手続きなどを定めています。 景観形成基本計画及び景観計画の策定等 (景観形成基本計画) (景観計画の策定) (景観計画における景観計画重点地区) (計画提案に対する判断に係る手続)
第 3 章	大規模建築物等の景観誘導を図るため、対象行為や届出について定めています。 景観法に基づく行為の規制等 (届出を要する行為等) (届出を要しない行為) (届出に係る添付図書) (事前協議) (届出等の時期) (特定届出対象行為) (行為の完了の検査) (立入検査等) (勧告) (指導及び助言) (要請)
第 4 章	景観上重要な建造物や樹木を保全していくための方策を位置づけます。 景観重要建造物及び景観重要樹木 第 1 節 景観重要建造物 (景観重要建造物の指定等の手続) (滅失等の届出) (変更の届出) (現状変更行為の完了等の報告) (原状回復等に係る届出) (管理の方法の基準) 第 2 節 景観重要樹木 (景観重要樹木の指定等の手続) (滅失等の届出) (変更の届出) (現状変更行為の完了等の報告) (原状回復等に係る届出) (管理の方法の基準)
第 5 章	地区における良好な景観の形成を図るための方策を位置づけます。 地区における景観の形成 (景観地区の設定の手続) (準景観地区の指定の手続) (景観協定の認可の手続) (景観整備機構) (景観まちづくり協議会) (景観まちづくり協議会の認定の申請) (景観まちづくり協議会の変更又は解散の届出) (景観まちづくり協議会の認定の取消し) (報告)
第 6 章	市民意識の高揚を図るための方策を位置づけます。 表彰及び技術的援助等 (表彰) (技術的援助等)
第 7 章	景観法及び景観条例に違反した者への措置を定めています。(氏名、住所などの公表) 雑 則 (公表) (委任)

景観計画区域内における行為の
届出手続きの流れ



◇ 違反行為に対する措置 ◇

違反行為を行った場合は、勧告、変更命令、氏名等の公表、景観法の規定による罰則などの対象となります。

〈違反行為の一例〉

- ✓ 届出を行わずに行為の着手をした場合
- ✓ 届出に虚偽の部分があった場合
- ✓ 届出日より30日経過前に行為の着手をした場合
- ✓ 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする場合又はした場合など



浜松市の景観形成施策

景観形成基本計画・景観計画・景観条例の概要

策定 平成21年 1月
改定 平成27年 1月

- 問合せ先 -

浜松市 都市整備部

土地政策課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL 053-457-2656 FAX 050-3737-6815
E-mail tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

北部都市整備事務所

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000番地
なゆた・浜北3階
TEL 053-585-1161 FAX 053-585-3450
E-mail hk-toshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp